

④法定検査でチェックを受けてください

◎保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているか、年に一度「法定検査（11条検査）」を受検することが浄化槽法で定められています。（注：その他に7条検査があります）

◎法定検査は知事が指定する検査機関である＊「熊本県浄化槽協会」が実施します。

◎保守点検と法定検査は目的が異なります。保守点検を実施しても法定検査は必要です。

⑤その他の事として

◎トイレの水処理専用の『単独浄化槽』は台所や風呂などの排水を未処理で流すため合併の約8倍の汚れを川などに流しています。
全ての生活排水を処理する『合併浄化槽』への転換も重要です。

◎保守点検業者は県の認可を受けた浄化槽維持管理の専門家です。使用開始報告や浄化槽管理者の変更、廃止の手続き、保守点検・清掃記録表の保管など……ご不明なことはご相談ください。

◎排水先の側溝などは定期的に確認し、汚れやつまりなどが確認された場合は清掃を実施しましょう。

浄化槽管理者（使用者）の皆さんへ

浄化槽の機能が正しく発揮され河川や湖にきれいな水を流すためには、適切な維持管理が必要です

①正しい使用方法を守ってください

◎浄化槽に殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さないで！
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。
トイレのお掃除洗剤に気をつけて

◎流しに食用油は流さないで！
…水をきれいにしてくれる微生物に大きな負担をかけます。
食器の汚れは紙でさっと拭いてから

◎水に溶けない物は流さないで！
…詰まりの原因となります。
水に溶けないティッシュや生理用品、吸い殻は捨てないで

◎ブローアの電源は抜かないで！
…水をきれいにしてくれる微生物が死んでしまいます。
ブローアの節電はしないで

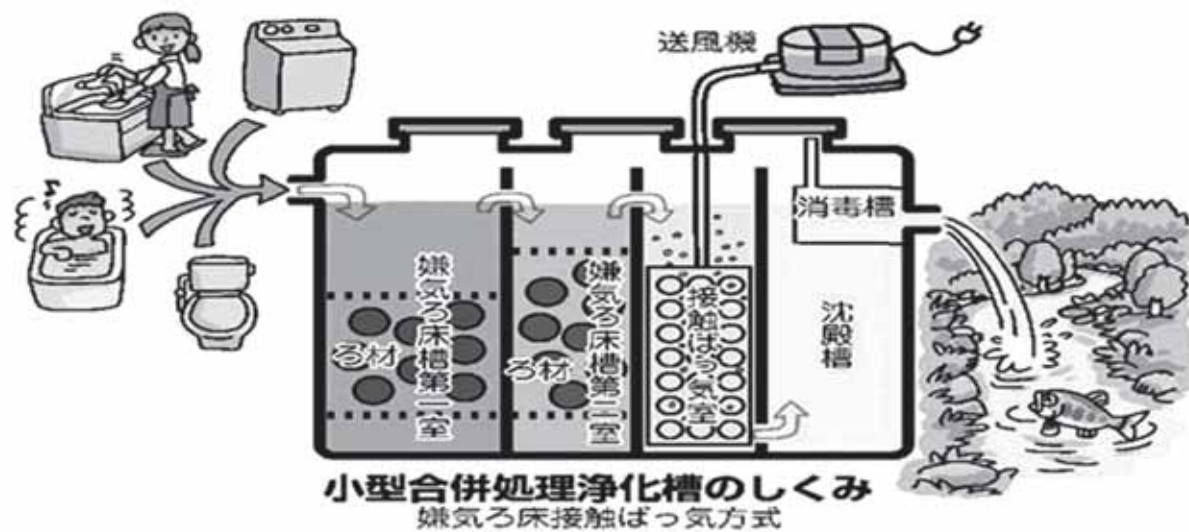
◎浄化槽の上に重い物を置かないで！
…浄化槽が重さに耐えられなくなります。
いつでも保守点検や清掃ができる状態にしておいて

②保守点検を実施してください

◎浄化槽が正常に機能しているかどうかを判断して微生物が働きやすい環境にするために各機器の点検や消毒剤の補充をしたり清掃が必要な時期の判断をするなどの保守点検を定期的に行うことが浄化槽法で定められています。

③年に一度は清掃が必要です

◎微生物が汚水を処理すると、スカム（泡状の浮いた汚泥）や汚泥が貯まります。汚泥が貯まりすぎると、浄化槽が正常に機能しなくなるおそれがあります。年に一度以上はスカムや汚泥を引き抜き、各装置を洗浄したり掃除を行うことが、浄化槽法で定められています。



問い合わせ先	熊本県浄化槽協会	☎096・284・3355
	熊本県有明保健所	☎0968・72・2184
	和水町 本庁 建設課 維持係	☎0968・86・5726